

平成 22 年 11 月 15 日

流山市下水道指定工事店 各位

宅地内排水設備工事に係る適正な営業活動について（要請）

これまで本市では、当該年度の汚水本管工事予定区域において、宅地内排水設備工事に係る営業活動を認めている一方、次年度以降の予定区域における営業活動を自粛するよう要請しています。

しかしながら、次年度以降の予定区域の市民からは、先行して工事契約を締結させられた等の苦情が本市に寄せられています。

こうした営業活動は、宅地内排水設備工事が長期間行われぬ等の問題が生じることから、今後も改善されない場合、指定工事店名を公表する等の対応を検討しています。

つきましては、次年度以降の予定区域における営業活動を自粛するよう再度要請します。